

海老名市統合型校務支援システム賃貸借業務
システム選定
公募型プロポーザル募集要項

令和8年1月

海老名市教育委員会

海老名市統合型校務支援システム賃貸借業務 システム選定について

1 目的

次の（1）～（4）を推進するべく、文部科学省の報告「GIGAスクール構想の下での校務DXについて～教職員の働きやすさと教育活動の一層の高度化を目指して～」（令和5年3月8日）を踏まえ、教職員の業務効率化と教育データのさらなる利活用を目指す。そのため、クラウド型の統合型校務支援システムを導入するべく、システムの仕様を特定する。

- (1) 教育的ニーズが多様化する中、本市教育理念「ひびきあう教育」のもと、海老名市の子どもたちが皆安心して学び、豊かに成長することを支え、誰一人取り残さない教育をめざすために、業務を効率化させ、教職員が児童生徒と関わる時間を増やす。
- (2) データ蓄積と一元管理により、児童生徒1人1人の情報の共有と小中学校9年間の切れ目ない引継を効率的に行い、教育データのさらなる活用を図る。
- (3) システム内で多種の業務を行い、それらの業務データを連携させることで、業務を効率化させるとともに、確実な業務遂行を図る。
- (4) 各校の独自性を維持しつつ、校務事務や帳票作成・整理等の効率化と標準化を図る。

2 業務の概要

(1) 名称

海老名市統合型校務支援システム賃貸借業務

(2) 業務の内容

別紙1「海老名市統合型校務支援システム賃貸借業務 仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日～令和14年3月31日

(4) 想定限度額

令和9年度 47,384,000円（消費税及び地方消費税を含む）

令和10年度 47,384,000円（消費税及び地方消費税を含む）

令和11年度 47,384,000円（消費税及び地方消費税を含む）

令和12年度 47,384,000円（消費税及び地方消費税を含む）

令和13年度 47,384,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3 手法

公募型プロポーザル方式

4 公募及び選定スケジュール

- (1) 手続き開始の告示
令和8年1月6日（火）
- (2) 参加受付期間（応募要項配布期間）※1次審査書類提出期間
令和8年1月6日（火）から令和8年1月21日（水）正午
- (3) 質問書受付期限
令和8年1月13日（火）正午
- (4) 1次審査
令和8年2月2日（月）
- (5) 1次審査及び結果通知の発送
令和8年2月5日（木）
- (6) 2次審査（プレゼンテーション、ヒアリング）
令和8年2月20日（金）
- (7) 2次審査結果（最終審査結果）通知の発送 および ホームページ公開
令和8年2月25日（水）
- (8) 契約時期
令和8年3月下旬

5 書類等の提出について ※詳細は「別紙3：提出書類作成要領」を参照

- (1) 提出内容
 - ①提案書（様式1の提案書表紙を添えること）
 - ②参加資格確認事項申告書（様式2）
 - ③暴力団員等の排除に係る調査承諾書（様式3）
 - ④校務支援システム標準機能等要件表（様式4）
 - ⑤保護者連絡システム標準機能等要件表（様式5）
 - ⑥見積書（任意様式）

(2) 提出について

《資料の入手及び提出先》

海老名市ホームページからダウンロードしてください。

提出先：海老名市教育委員会 教育支援課

《提出方法》

【5(1)提出内容の①・②・③・⑥】

- ・・・紙に印刷し、持参又は書留郵便による郵送
(郵便事故についての責任は負いません)

【5(1)提出内容の④・⑤】

- ・・・Excelデータを電子メールで送付
(メールアドレス kyoiku-shien@city.ebina.kanagawa.jp)

《提出部数》

提出部数等については、別紙3「提出書類作成要項」に記すとおりです。

《提出期間》

令和8年1月6日（火）から令和8年1月21日（水）正午 必着

持参の場合は、午前9時から午後5時まで（1月21日は正午まで）

※土日祝日を除く

（3）その他

- ①提案書を提出した者は、募集要項の記載内容に同意したものとみなします。
- ②提出された提案書は返却しません。
- ③提案書の提出期限後の差し替え、修正等は認めません。

6 応募資格等

（1）参加資格要件

応募者は告示日現在において、次の要件をすべて備えていることとします。

- ①海老名市入札参加資格を有していること。
- ②海老名市競争入札参加停止等措置要綱（平成21年4月1日制定）の規定に基づく入札参加資格の停止期間中でないこと。
- ③公立小学校又は中学校において、令和4年度以降、システム導入の実績があること。
- ④地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ⑤国税、県税及び市税の滞納がない者であること。
- ⑥会社更生法に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている等、経営状態が著しく不健全であると認められること。
- ⑦海老名市暴力団排除条例第2条に掲げる暴力団、暴力団員、暴力団等及び暴力団経営支配法人等に該当していないこと。

（2）提案件数

本事業にかかる提案書の提出は、1応募者につき1提案のみとする。同一企業の本社、支店等での重複応募は認めません。

（3）欠格事項

次に該当する者は、本プロポーザルに応募することができません。また、応募者は次の者からプロポーザルに関し、直接または間接的に支援を受けることはできません。

- ①本市職員関係者及び本市議会議員関係者
- ②本市職員関係者及び本市議会議員関係者の同居の家族並びにこの者が主宰し、又は役員・顧問等として実質的に関係する組織及び大学の研究室等に所属するもの。

（4）失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ①この要項に定める手続以外の手法により、審査委員または事務局等関係者にプロポーザルに対する援助を直接又は間接的に求めた場合。

- ②提案書提出後、契約締結までの期間に参加資格要件等を失った場合。
- ③実施要項に違反した場合。
- ④公正を欠いた行為があったとして審査委員会が認定した場合。
- ⑤その他、審査委員会が本募集要項に違反すると認めた場合。

7 業務期間

契約締結の日から令和14年3月31日までとします。ただし、受注者が発注者の指示に従わないとき、その他事業者が業務を継続することが適当でないと認めるとき及び海老名市の予算編成等の状況によっては、発注者は、その契約を取り消し、または期間を定めて業務の停止を命ずる場合があります。

8 説明会

実施しません。

9 質問書の受付と回答

(1) 業務内容に関する質問

《受付方法》

質問書（様式6）により、電子メールで受け付けます。

《受付期間》

告示日から令和8年1月13日（火）正午まで（必着）

《提出先》 海老名市教育委員会 教育支援課

（メールアドレス kyoiku-shien@city.ebina.kanagawa.jp）

※電話、FAX及び口頭による質問は一切受け付けません。

※受付期間終了後は、質問の受け付けは行いません。

(2) 質問書に対する回答

市ホームページ上で1月14日（水）までに随時回答します。ただし、軽易な質問については、直接質問者に電話又はメールで回答する場合があります。

10 2次審査（プレゼンテーション、ヒアリング）の実施

2次審査の実施日程等については、対象者に別途通知します。

11 結果の通知

(1) 1次審査結果の通知

令和8年2月5日（木）に1次審査対象者に結果通知文書を発送します。

(2) 2次審査結果の通知

令和8年2月25日（水）に2次審査対象者に結果通知文書を発送するとともに「海老名市ホームページ」に掲載します。

12 審査方法及び評価項目

(1) 審査の流れ

本プロポーザルは、海老名市統合型校務支援システム賃貸借業務プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）により2段階審査方式で行います。

1次審査は応募者から審査書類の提出を求め、書類審査により2次審査対象者を3者以内に選定します。

2次審査は、提案内容に基づくプレゼンテーションの後、ヒアリングを実施し、最も優れた1者（以下、「最優秀者」という。）を特定します。なお、審査委員による採点結果の合計が最も高かった者を「最優秀者」とします。

(2) 評価項目

本プロポーザルの評価項目は、次のとおりです。

① 1次審査

提出された審査書類について、提案内容及び応募者の必要資格を満たしているか等について別紙4「評価項目」に基づき審査します。

② 2次審査

プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、別紙4「評価項目」に基づいて、さらに詳細に審査を行い、最優秀者を決定します。

13 最優秀者の取扱

- (1) 特定された最優秀者のシステムの仕様をもとに、一般競争入札を行います。
- (2) 契約及び手続きは、海老名市契約規則及び契約約款によります。

14 費用負担等

- (1) プロポーザルに係る書類作成その他一切の費用は、本プロポーザルに応募しようとする者の負担とします。
- (2) 提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属するものとしますが、本市は、提出書類を自由に使用できるものとします。ただし、特定されなかった者の提案、アイディア及びノウハウについては、他に流用しないものとします。
- (3) プロポーザルはシステムの選定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。
- (4) この要項に定めのない事項については、海老名市プロポーザル方式契約実施取扱要綱、海老名市契約規則及び契約約款に準ずるものとします。
- (5) この要項に定めるもののほか、必要な事項については審査委員会が定めます。

15 書類の提出先及び問合せ先

〒243-0422 神奈川県海老名市中新田377番地

海老名市教育委員会 教育支援課

電話 046-235-4919（直通） FAX 046-231-0277

メール kyoiku-shien@city.ebina.kanagawa.jp